

こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="327 201 909 228">こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について</p> <p data-bbox="129 280 237 308">第1 (略)</p> <p data-bbox="129 363 255 391">第2 運用</p> <p data-bbox="129 405 510 432">1 補助金の交付の申請について</p> <p data-bbox="147 445 1106 628">(1) 要綱第9条に規定する別表第2「<u>積上補助タイプ</u>」に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。</p> <p data-bbox="154 679 365 707">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="129 762 432 790">2 現地確認審査について</p> <p data-bbox="147 802 1106 906">補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第2「<u>積上補助タイプ</u>」に定める書類及び図書の一部を省略することができる。</p> <p data-bbox="129 962 584 989">3 建築士事務所等の確認書類について</p> <p data-bbox="129 1002 1106 1145">同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略する<u>こと</u>ができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。</p> <p data-bbox="129 1201 288 1228">4～8 (略)</p> <p data-bbox="129 1284 264 1311">附則 (略)</p> <p data-bbox="129 1367 1025 1426"><u>附則</u> この運用は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。</p>	<p data-bbox="1330 201 1912 228">こうちの木の住まいづくり助成事業の運用について</p> <p data-bbox="1133 280 1240 308">第1 (略)</p> <p data-bbox="1133 363 1258 391">第2 運用</p> <p data-bbox="1133 405 1514 432">1 補助金の交付の申請について</p> <p data-bbox="1151 445 2110 596">(1) 要綱第9条に規定する別表第1に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。</p> <p data-bbox="1158 679 1368 707">(2)、(3) (略)</p> <p data-bbox="1133 762 1435 790">2 現地確認審査について</p> <p data-bbox="1151 802 2110 906">補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第1に定める書類及び図書の一部を省略することができる。</p> <p data-bbox="1133 962 1588 989">3 建築士事務所等の確認書類について</p> <p data-bbox="1133 1002 2110 1145">同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略する<u>事</u>ができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。</p> <p data-bbox="1133 1201 1292 1228">4～8 (略)</p> <p data-bbox="1133 1284 1267 1311">附則 (略)</p> <p data-bbox="1133 1367 1258 1394"><u>(新 設)</u></p>